



新座市告示第 238 号

市有財産（土地）を一般競争入札により売り払うので、新座市契約規則（昭和 50 年新座市規則第 15 号。以下「契約規則」という。）第 14 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

新座市長 並 木



1 入札に付する事項

(1) 売払物件

土地

(2) 所在地

新座市馬場四丁目 3966 番 2 及び同番 3

(3) 地目

宅地

(4) 面積

357.76 平方メートル

(5) 最低売却価格

17,200,000 円

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国税・都道府県税・市区町村税について滞納していない者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び契約規則第 16 条第 1 項第 1 号の定めに準ずる者

(3) 次に掲げる者に該当しないもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項の処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

エ 反社会団体又はその構成員

オ アからエまでの暴力団員又は構成員を含む団体

カ オに規定する暴力団員、役職員又は構成員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

キ アからカまでに規定するものが出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

3 公告事項の閲覧

本公告は、財政部管財契約課（新座市役所本庁舎4階）において、閲覧することができる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 要領及び案内図の閲覧は、次のとおり行う。

ア 閲覧期間

令和8年6月26日（金曜日）から同年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午～午後1時を除く。）

イ 閲覧場所

財政部管財契約課（新座市役所本庁舎4階）

(2) 案内書の配布は、次のとおり行う。

ア 対象者

入札参加を希望する者

イ 配布期間

前号アと同じ

ウ 配布場所

前号イと同じ

(3) 入札後においては、契約規則、要領、案内図、案内書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付

市が指定する振込先の口座に、次のとおり振り込まなければならない。

なお、振込手数料は入札参加者の負担とする。

ア 入札保証金の額

入札書に記載する見積金額の100分の5以上の額

イ 入札保証金の納付期限

令和8年7月31日（金曜日）

(2) 入札保証金の還付

落札者決定後に還付する。ただし、落札者については、落札者の入札保証金を契約保証金に充当することができる。

6 入札参加排除に関する事項

- (1) 入札参加申込時点においては書類の受取りのみとし、審査は、後日行うものとする。
- (2) 審査の結果、入札参加資格のない者については、入札に参加させないものとする。
- (3) この告示に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができないものとする。
- (4) 審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、第2項のいずれかに該当した場合、又は提出された申込書等への虚偽の記載や当該入札の妨げとなる行為をしたことが明らかになった場合は、当該入札に参加することができないものとする。
- (5) 入札参加資格の審査の結果に対する異議には一切応じないものとする。

7 入札の場所及び日時

- (1) 入札の日時 令和8年8月5日（水曜日）午後3時
- (2) 入札の場所 204会議室（新座市役所本庁舎2階）

8 入札書の提出方法等に関する事項

- (1) 入札参加者は、契約規則、要領、案内図、現場等を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札は、市所定の入札書により作成しなければならない。
- (3) 入札書は、持参しなければならない。
- (4) 入札参加者が、代理人をもって入札するときは、市所定の委任状を入札書に添付しなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

9 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金又は担保を納付しない者又は提出しない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額の記入がない入札

- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、契約規則又は市長の指示した事項に違反した入札

1 0 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 1 落札者の決定に関する事項

落札者は、第1項第5号の最低売却価格以上で、最も高い価格を入札した者とする。

なお、この場合において、同価の入札をした者が2人以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

1 2 土地に関する事項

落札者は、売払処分地について、市有地売却（一般競争入札）実施要領、法律、条例、規則、要綱等を厳守しなければならない。

1 3 契約の締結期限及び落札失効に関する事項

契約は、落札者決定の翌日から14日以内に締結するものとし、落札者がこの期限までに契約を締結しないときは、次に高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてすることができる。

1 4 契約の締結及び代金支払方法に関する事項

- (1) 契約保証金については、売買代金の100分の10以上の額を契約締結の日までに納入するものとし、売買代金に充当する。

なお、振込手数料は落札者の負担とする。

- (2) 売買代金は、市の指定する方法により契約締結日から40日以内の支払とする。

なお、売買代金の分割納入はできないものとする。

- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

1 5 所有権の移転等に関する事項

- (1) 所有権は、売買代金の納入（全額）があったときに移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとする。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金納入（全額）後、落札者の請求により市が

行うものとする。

- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担とする。

